



志願変更について

2月7日(水)、8日(木)の2日間で高校へ願書提出が終わりました。今日の夜のNHKの放送、県のHPにて初回志願状況が発表されます。志願倍率を確認した後の3年生の動きについて確認します。

1. 志願状況を確認後、変更がある場合のみ担任へ連絡。変更がない場合も、生徒から担任へ伝えてください。
2. 9日(金)学活にて、志願変更手続き等について実際の志願状況を見て、全体説明を行う。
※全員が志願変更できるわけではありません。
3. 11日(日)午後、担任と保護者と生徒で志願変更の手続きを行う。(11日午前は、授業参観)
※書類作成があるので、保護者来校が必要です。前もって担任と時間調整をしておきましょう。
4. 14日(水)各高校へ志願変更の申し出を行う。
5. 各高校で志願変更が認められた場合、20日(火)願書取り下げ、再出願を行う。
6. 21日(水)最終志願倍率発表(NHKニュース、県のHP)22日(木)新聞に掲載予定。



志願変更の具体例について(県教育委員会のQ&Aより)

<p>Q45 「一般入学の際の志願変更は、どの学科でもできるのか、教えてください。」</p>	<p>Q46 「コース制を実施している学校における志願変更の取扱いについての考え方を示して下さい。」</p>	<p>Q47 「第二志望(コースの場合は第2希望)のみの志願変更について制限はありますか。」</p>
<p>A45 一般入学の志願変更は志願倍率が1倍を超えている学科またはコース(コースでの募集の場合、そのコースのみの志願倍率をみる)から、志願変更の申し出ができます。その後、志願倍率が1倍を下回らない範囲で志願変更者を認め、取り下げを行います。取り下げ後、再出願は再出願先の志願倍率がどのような倍率であってもかまいません。</p>	<p>A46 コース制は、入学時にコースごとの定員を決めて募集しているところです。そのため、志願変更は各コースの定員に対して、各コースの志願者数が上回っている場合に志願変更ができることになります。(学科と同等に扱うということである) したがって、学科全体の定員に対して上回っているかどうかではなく、各コースごとに定員を上回っている数が志願変更できる人数の上限となります。</p>	<p>A47 <u>令和5年度入試から、第二志望の学科については、志願状況に関わらず、変更できます。記載していなかった場合、追加もできます。また、志願の取り消しも可能です。中学校においては、安易な志願変更のないよう、これまでどおり丁寧な進路指導をお願いします。</u></p>

同一校での志願変更の具体例

(学科A 1.09倍 学科B 1.24倍 学科C 0.96倍の場合)

(1) 第1・2志望ともに1倍を越えている場合

- ・第1志望 学科A(1.09倍)
→学科B(1.24倍)・C(0.96倍)ともに変更可
- ・第2志望 学科B(1.24倍)
→学科C(0.96倍)との変更可。
第1志望の学科A(1.09倍)との入替も可。

**第1・2志望のいずれの変更も可能!
(第2志望の取り下げも可能!)**

(2) 第1志望が1倍を割り、第2志望が1倍を越えている場合

- ・第1志望 学科C(0.96倍)
→1倍を越えていないことから、変更できない。第2希望との入替も不可。
- ・第2志望 学科B(1.24倍)
→学科A(1.09倍)に変更可。
(第2志望が学科Aの場合も、学科Bへの変更可。)

**第2志望のみ変更可能!
(第2志望の取り下げも可能!)**



志願変更については、様々なパターンが考えられます。倍率がオーバーしていて不安になり、安心を得るために倍率が低い学科に変更したらその学科の倍率が高くなるということもあります。保護者とよく相談をして決定しましょう。

